

〔倭訓栞前編四〕うちのをさ 天智紀に、氏上をこのかみとよみ、天武紀に氏長と見ゆ、今の氏長者なり、宇文周の時の宗長に近し、

〔日本後紀桓武〕延暦十八年十二月戊戌、勅天下臣民、氏族已衆、或源同流別、或宗異姓同、略○中 若元出于貴族之別者、宜取宗中長者署申之、

〔古史徵一夏〕宗中長者とは、所謂氏の長者にて、此を古くは氏上といへり、後世に源氏長者、平氏長者など云は、即これなり、

〔類聚國史後宮〕大同元年十月壬申、勅凡貢氏女、事明令條、皆限冊已下十三已上、今須氏之長者、擇氏中端正女貢之、

〔春日權現驗記三〕知足院殿、忠實○藤原 長者にておはしける時、略○中 永久二年十月のころ、常陸國司、鹿島の宮を造營して、略○中 一首をそへて、鹿島の宮に奉りけり、

千とせまでかけてぞまもる氏人のかみべといます君のたまづさ

〔標註職原抄別記下〕氏長者

加美部カミベは、兄部をふるく、コノカウベと訓る、カウベに同じ、さるは兄部は、子の上部の義なるを、子乃の二言を略きて、カウベとのみいふは、即この歌なるカミベにて、ウはミの音便なり、但その兄部は市里にての長者なれど、賤民ゆゑに氏なければ、氏乃ウヂノ加宇倍カウベといはずして、子乃コノ加宇倍カウベといへるのみ、すべて人を子といふ例は、萬葉の歌に見えて、いとふるし、これを以て氏のかうべの長者たるを辨ふべし、

〔姓序考〕氏上

氏長者は、氏長の者と云義なるを、漢土に長者といふもの、をるなべに、そにまがへて、長者とつゞけいふことになれるは、上古にうときこと、いふべし、今も諸國に、長者屋敷跡とてある